

大府薬発第 125 号

令和 3 年 2 月 15 日

一般社団法人大阪府病院薬剤師会

会長 竹上 学

一般社団法人大阪府薬剤師会

会長 乾 英夫



新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施体制の協力について（ご依頼）

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種につきましては医療従事者への予防接種の体制整備に続いて、現在、国民を対象とした新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施体制の構築が、厚生労働省より示された「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に係る手引き」（自治体向け）および「「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する医療機関向け手引き」に基づき進められております。すでに一部の地域においては、市町村または郡市区医師会等から薬剤師会に対して薬剤師の出務協力要請が行われております。

薬剤師が協力すべき業務として、接種会場においては、薬液充填をはじめ、必要な医薬品の管理（ワクチンの検収や小分けの管理・監督を含む）、医師との連携の下、予診前に必要に応じた服用中の薬剤等の確認、会場となる施設の消毒や換気に関する助言・相談対応等、また、接種会場以外でも、かかりつけ薬剤師としてワクチンにかかる質問や相談への対応、ワクチン被接種者が使用薬剤の情報を把握できるよう丁寧な説明や支援、接種後の体調変化等の確認や副反応が疑われる場合の対応などが想定されます。

予防接種実施体制の構築は喫緊かつ重要な課題であり、多職種が協力して円滑に実施することが求められており、すでに大阪府においてモデル訓練等も検討されているところです。

会務ご繁多の折とは存じますが貴会におかれましても、事情ご賢察のうえ、本体制構築につきまして地域薬剤師会等より出務の協力依頼がございましたらぜひともご協力賜りますよう何卒よろしくお願い申し上げます。